

令和 8 年度 国民健康保険中央会事業計画

【 】 連合会及び中央会の役割

国民健康保険中央会（以下「中央会」という。）の会員である全国 47 の国民健康保険団体連合会（以下「連合会」という。）は、国民健康保険（以下「国保」という。）と後期高齢者医療に関して、年間 10 億 2,508 万件の診療報酬明細書を審査し、国全体の医療費 48.0 兆円の 6 割強にあたる 29.8 兆円の金額を取り扱っている（件数及び金額は令和 6 年度の実績（概数））。

また、介護保険の介護報酬明細書の年間取扱件数及び金額は、2 億 171 万件で 12.7 兆円、障害者総合支援事業では 3,210 万件で 4.2 兆円となっている（同上）。

連合会は、これら膨大な審査支払等の業務について所定の日程を順守しながら確実に処理するとともに、保険給付や保健事業等の事務を共同処理することで、市町村や都道府県、国保組合、後期高齢者医療広域連合（以下「市町村等」という。）の保険者事務の効果的・効率的な遂行に大きく寄与している。

こうした連合会の審査支払等の業務により医療機関、事業所等の安定的な経営が確保され、患者等は安心して医療、介護サービス等を受けることができており、連合会は我が国の社会保障制度の中で極めて重要な役割を担っている。

また、市町村では人口減少の影響等により、人材不足が深刻化しており、将来的に、保険者としての事務の実施に支障を来すことが懸念されていることなどを踏まえ、連合会の役割を強化し、自治体支援の持続可能なモデルの構築を検討するための会議が厚生労働省において開催されるなど、連合会の役割は今後ますます重要になることが見込まれる。

中央会は、47 都道府県の連合会を会員とする組織であり、診療報酬等の全国決済や連合会が行う事務処理のシステム開発等の事業を行うことにより、連合会の業務を支援し、また連合会と一体となって国保事業等の健全な運営及び発展に取り組んでいる。

さらに、連合会・中央会を取り巻く環境が大きく変化している中、直面する困難な課題へ対応するために取りまとめた「国保中央会・国保連合会のめざす方向 2023」（以下「めざす方向 2023」という。）に基づき、連合会の支援に努めるとともに、厚生労働省等関係省庁及び地方三団体等との連絡・調整について積極的な取り組みを行っており、連合会の中央組織として、重要な役割を果たしている。

また、近年は医療保険者等向け中間サーバー等（以下「中間サーバー」という。）

による情報連携やオンライン資格確認等システムの運用、「医療 DX の推進に関する工程表」(令和 5 年 6 月策定)に基づく自治体の予防接種、母子保健、検診事務のデジタル化にかかるシステム開発や介護情報基盤の構築業務を行うなど、データヘルス改革・医療 DX の推進に関する役割も担っている。

このように連合会・中央会は、各種業務を通じて国保、後期高齢者医療、介護保険、障害者総合支援事業、医療DX関連事業等に深く関わっていることから、これまでに蓄積した知見やデータ等を活用し、専門家集団として市町村等における様々な課題の解決に向けて積極的に支援していくことが求められている。

本事業計画は、「めざす方向 2023」に沿った令和 7 年度における取り組み状況も踏まえた上で、令和 8 年度において、中央会が連合会とともに市町村等の支援という視点に立って、事業を実施するにあたっての基本的な考え方及び具体的な事業の内容について取りまとめたものである。

【 】最近の情勢

1. 社会保障制度改革等の連合会・中央会を取り巻く状況

(1) 国保事業の状況

市町村国保については、被保険者の年齢構成や医療費水準が高く、所得水準が低く、保険料負担が重いという構造的課題を抱えてきたところであるが、こうした課題に対応するため、平成 30 年度に国保制度改革が行われ、財政運営の都道府県単位化や公費による財政支援の拡充等の施策が講じられてきたことにより、財政運営の安定化に一定の成果が見られるところである。

しかしながら、いまだ市町村国保の構造的課題は解消されておらず、さらに人口減少や被用者保険の適用拡大の影響等も相まって、市町村国保の被保険者数は毎年減少を続けており、令和 5 年度までの 13 年間で 1,200 万人強も減少し、令和 7 年 9 月には 2,200 万人を下回る状況に至っている。加えて、「社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律」が令和 7 年 6 月に公布されたことに伴うさらなる被用者保険の適用拡大により、今後被保険者数の減少が加速度的に進むことが懸念される。また、被保険者数 3,000 人未満の小規模保険者の割合は増加を続けており、令和 6 年度には 3 分の 1 強を占めている。

- 加えて、令和 5 年度において世帯主の約 32%が被用者となっている一方、約 45%が無職者であり、同年度において加入世帯の約 25%が所得なし、約 29%が所得 100 万円未満となっており、市町村国保の財政基盤は極めて脆弱な状況

にある。

- また、人口減少・少子高齢化に伴い、地方公務員等の人材不足が深刻化しており、地方自治体における事務処理を持続可能なものにしていくことが大きな課題となっている。国保や介護保険等についても小規模保険者を中心に事務負担が大きくなっており、市町村等の事務負担軽減に向けて、連合会の役割を強化していくことが求められている。

このため、令和7年6月の総務省自治行政局の「持続可能な地方行財政のあり方に関する研究会報告書」も踏まえて、厚生労働省保険局国民健康保険課において、同年10月から6回にわたり、同課課長並びに連合会及び中央会の役員を構成員とする「自治体の事務負担軽減に向けた都道府県国民健康保険団体連合会の役割強化に関する会議」（以下「役割強化会議」という。）が開催され、令和8年3月に、連合会を活用した自治体支援の在り方等について「中間とりまとめ」が行われた。

なお、こうした連合会の役割強化については、令和7年12月の社会保障審議会医療保険部会（以下「医療保険部会」という。）の「議論の整理」においても指摘された。

（2）社会保障制度の状況

我が国においては、少子高齢化による人口減少、とりわけ生産年齢人口の減少が続く中で、政府は、能力に応じて全世代が支え合う全世代型社会保障の構築に向け、将来世代も含めた全世代の安心を保障し、社会保障制度の持続可能性を高めるための改革に取り組んでいる。

具体的には、令和5年12月に「全世代型社会保障構築を目指す改革の工程」（以下「改革工程」という。）を閣議決定し、こども・子育て支援加速化プランの実施が完了する2028年度までに検討する取組と、2040年頃を見据えた中長期的な取組で、段階を分けて実施していくこととしている。

前者の2028年度までに実施について検討する主な取組である「国保の都道府県保険料水準統一の更なる推進」については、令和6年6月に公表された「保険料水準統一加速化プラン（第2版）」において、都道府県内の保険料水準を「完全統一」することを見据え、まずは令和12年度までの「納付金ベースの統一」を目指すとともに、次期国保運営方針期間（令和12～17年度）の中間年度（令和15年度）までに完全統一に移行することを目指しつつ、遅くとも令和17年度までの移行を目標とすることとされている。

- また、こども未来戦略「加速化プラン」による子育て支援の拡充を支える「子ども・子育て支援金制度」については、支援金の総額を令和8年度概ね6,000億円、令和9年度概ね8,000億円、令和10年度概ね1兆円と、社会保障の歳

出改革等による社会保険負担の軽減効果の範囲内で段階的に導入することとされており、令和8年度の支援金額の推計(平均月額)は国保一世帯当たり約300円、後期高齢者医療被保険者一人当たり約200円となることが示された。

さらに、医療提供体制の改革としては、医療の機能分化と介護を含めた連携の更なる推進を図るための地域医療構想の見直しや医療保険制度における対応を含む医師偏在是正に向けた総合的な対策の実施等を内容とする「医療法等の一部を改正する法律」(以下「医療法等改正法」という。)が令和7年12月に公布された。

- 改革工程に記載された事項のうち、医療保険制度に係るものについては、次項に記載のとおり検討が行われ、継続して検討・調整が必要な一部の事項を除き、関連法案が令和8年2月に召集された特別国会に提出された。

我が国の社会保障制度、とりわけ医療・介護保険制度については、近年の物価の高騰や人件費の上昇等により、サービスを提供する医療機関や介護事業所等の運営が極めて厳しい状況になっている。

このため、令和7年12月の補正予算により、賃上げ・物価上昇に対する支援のための補助金の交付が措置されるとともに、令和8年度の診療報酬改定及び介護報酬改定(臨時)において必要な対応が図られた。

(令和7年12月の補正予算(「強い経済」を実現する総合経済対策))

医療保険 補助金総額 5,341億円

介護保険 補助金総額 1,920億円

障害者総合支援 補助金総額 439億円

介護・障害については、国の要請を受け、都道府県との契約により、連合会が事業所に対する補助金の支給額の計算等の事務を実施。

(令和8年度の報酬改定(令和8年6月施行))

医療保険 +2.22%(令和8年度と9年度の平均)

介護保険 +2.03%(令和8年度)

障害者総合支援 +1.84%(令和8年度)

(3) 医療保険制度改革の動向

- 前述の医療保険部会の「議論の整理」においては、「セーフティネット機能の確保」の視点を踏まえた高額療養費制度の見直し、「現役世代からの予防・健康づくりや次世代の支援強化」の視点からの標準的な出産費用の無償化に向けた制度の創設、国民健康保険制度における子育て世代への支援拡充等、「世代内、世代間の公平の確保」の視点からの医療保険における金融所得の勘案、高齢者の窓口負担割合の在り方、「必要な医療の提供と効率的な給付

の推進」の視点からの OTC 類似薬を含む薬剤自己負担の見直し、長期収載品の選定療養の見直し、入院時の食費・光熱水費の引上げ等、医療保険制度改革についての考え方が整理されている。

- これを受け、高額療養費制度の見直しについては、「高額療養費制度の見直しの基本的な考え方」(令和7年12月16日 高額療養費制度の在り方に関する専門委員会とりまとめ)も踏まえ、高額療養費のセーフティネット機能に鑑み、長期療養者や低所得者の経済的負担の在り方に配慮し、「年間上限」の導入や所得区分の細分化を行うこととなった。
- 標準的な出産費用の無償化に向けた制度の創設については、保険診療以外の分娩について、1件当たり全国同水準の基本単価を定め、現物給付化(10割給付)することなどの案がまとまった。
- 医療保険の金融所得の勘案については、金融所得のうち、確定申告・源泉徴収を選択できる上場株式の配当などは、確定申告の有無により保険料・窓口負担等が変わる不公平が生じているため是正が必要であり、金融機関等に対し所得税法などの規定により税務署に提出が義務付けられている法定調書を活用する方法により、まずは後期高齢者医療制度において、保険料や窓口負担割合等に金融所得を反映することとされた。
- 国保制度に関連しては、子育て世帯の保険料負担軽減(公費による均等割保険料の5割軽減の対象を未就学児から高校生年代まで拡充) 持続的な国保運営のための取組強化(保険料水準の統一、財政安定化基金の見直し、市町村の事務負担軽減、運用の見直し)等を行うこととなった。
- これらについては、関連システムの開発、改修が必要なものも多く含まれており、今後の議論の展開、具体的な制度設計を注視していく必要がある。

(4) 医療・介護 DX の推進状況

骨太の方針 2025 においては、「医療 DX の推進に関する工程表」に基づき、医療・介護 DX の技術革新の迅速な実装により、全国で質の高い効率的な医療・介護サービスが提供される体制を構築することについて、必要な支援を行いつつ、政府を挙げて強力で推進することとされた。具体的には、オンライン資格確認等システムの基盤を利用して、自身の保健医療情報(健診・検診情報、レセプト・処方箋情報、電子カルテ、介護情報等)を閲覧する全国医療情報プラットフォームの構築や介護情報基盤の整備、予防接種事務のデジタル化を進めるほか、母子保健等のこども政策の DX を推進することとされた。

また、医療法等改正法において、社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)を医療 DX の運営に係る母体として「医療情報基盤・診療報酬審

査支払機構」に改組し、業務方針の決定機関として保険者・地方公共団体を代表する者等で構成される運営会議を設置することや、医療 DX を推進するための「医療情報化推進方針」を厚生労働大臣が策定する等の法改正が行われた。

介護情報基盤の整備については全国医療情報プラットフォームにおいて、利用者本人、市町村、介護事業所、医療機関といった関係者が利用者に関する情報を共有・活用するとともに、介護分野における各種証明書のマイナンバーカードを活用したデジタル化及び要介護認定事務の電子化等により、業務の効率化、介護サービスの質の向上につながることを期待されており、令和 8 年 4 月稼働に向け開発を進めている。

予防接種事務のデジタル化（デジタル予診票の導入・予防接種におけるオンライン資格確認・接種記録のデジタル化等）については、令和 5 年度からデジタル庁において地方自治体と医療機関・薬局をつなぐ情報連携基盤である Public Medical Hub（以下「PMH」という。）が開発され、希望する自治体で実証事業として開始されている。中央会はデジタル庁から PMH の移管を受け、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムとして予防接種費用請求支払に係る機能追加を行い、令和 8 年 6 月からの稼働開始を目指して開発を進めている。

現状、紙を中心とした運用となっている自治体検診事務について、医療法等改正法において、PMH を利用したデジタル化を図るとともに、健診情報の医療機関等への電子的共有を可能とするよう健康増進法が改正された。

2 . 各制度の実施状況

(1) 国保制度の医療費等の状況

令和 6 年度の市町村国保の医療費（速報ベース）は 9 兆 5,174 億円で、対前年度 3.1%の減となった。被保険者数が対前年度 4.5%減少し 2,266 万人となった影響と考えられる。一方で一人当たり医療費については 1.5%の増となっている。

なお、令和 7 年度上期分の医療費（速報ベース）は 4 兆 7,095 億円で、対前年度 1.7%の減となった。被保険者数が対前年度 4.1%減少し 2,207 万人となった影響と考えられる。一方で一人当たり医療費については 2.5%の増となっている。

(2) 後期高齢者医療制度の医療費等の状況

令和 6 年度の後期高齢者の医療費（速報ベース）は 19 兆 3,942 億円で、対前年度 4.2%の増となった。被保険者数が対前年度 3.2%増加し 2,010 万人となり、一人当たり医療費も 0.9%増加している影響と考えられる。

なお、令和 7 年度上期分の医療費（速報ベース）は 9 兆 9,512 億円で、対前

年度 4.1%の増となった。被保険者数が対前年度 2.4%増加し 2,045 万人となり、一人当たり医療費も 1.6%増加している影響と考えられる。

(3) 介護保険制度の給付費等の状況

令和 6 年度の介護費（速報ベース、総合事業費を含む）は 12 兆 7,233 億円となり、対前年度 3.4%の増となった。認定者数（事業対象者を含む）が 1.8%増加し 753 万人となり、一人当たり介護費も 1.6%増加している影響と考えられる。

なお、令和 7 年度上期分については、介護費（速報ベース、総合事業費を含む）で 6 兆 5,151 億円と 2.4%増加しており、一人当たり介護費についても 0.6%増加している。

(4) 障害者総合支援制度の給付費等の状況

令和 6 年度の障害福祉サービス及び障害児サービス総費用額は、4 兆 1,032 億円で、対前年度 12.0%の増となった。利用者数が 5.8%増加し 1,960 万人となり、一人当たり費用額も 6.2%増加している影響と考えられる。

なお、令和 7 年度上期分については、総費用額 2 兆 2,233 億円で、対前年度 9.6%増加しており、一人当たり費用額も 3.9%増加している。

3 . 各制度の政府予算の概要

(1) 国保制度関係

令和 8 年度予算案

令和 8 年度の市町村国保における医療給付費等の総額を 10 兆 2,000 億円、被保険者数 2,119 万人と見込み、市町村国保等の助成に必要な経費として、総額 3 兆 2,246 億円（対前年度 634 億円減）が計上されている。

疾病予防・重症化予防・健康づくり等に関する取り組みを推進するための保険者努力支援制度については、前年度と同額の 1,292 億円が計上されている。

連合会等に対する補助

国民健康保険団体連合会等補助金は、15.6 億円（対前年度 4.6 百万円増）が計上された。内訳は、連合会分が 11.5 億円（対前年度 5.8 百万円増）、中央会分が 4.1 億円（対前年度 1.2 百万円減）となっている。

国保総合システムについては、令和 8 年度におけるシステムの最適化及び審査領域の共同開発・共同利用に関するシステム開発経費として、令和 7 年度補正予算において 20 億円（後期分含む。）が措置された。

(2) 後期高齢者医療制度関係

令和8年度予算案

令和8年度の後期高齢者医療における医療給付費等の総額を19兆4,617億円、被保険者数2,101万人と見込み、後期高齢者医療制度関係経費として、総額6兆3,645億円(対前年度2,075億円増)が計上されている。うち、保険給付については後期高齢者医療給付費負担金が4兆5,760億円で、令和7年度予算額に対し1,494億円の増となっている。

広域連合に対する補助については、健康診査(歯科健診を含む。)に要する経費及び特別高額医療費共同事業に要する経費で52.2億円(対前年度1.1億円増)が計上されている。

連合会等に対する補助

後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金は、総額8.5億円(対前年度17百万円減)が計上された。内訳は、後期高齢者医療広域連合電算処理システムの保守管理等に要する経費等として、レセプト電算処理システムの推進に必要な経費1.3億円、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の全国的な横展開等に要する経費1.0億円、後期高齢者医療事務の効率化に関する経費等6.1億円などとなっている。

後期高齢者医療広域連合電算処理システムについては、高額介護合算療養費に係る支給手続き簡素化対応等を行うための予算として、令和7年度補正予算において17億円が措置された。

(3) 介護保険制度関係

令和8年度予算案

介護保険関係経費として、総額3兆4,598億円が計上され、令和7年度予算額に対し535億円の増となった。

このうち介護給付費負担金は2兆4,736億円、調整交付金は6,771億円が計上されている。

連合会等に対する補助

- 中央会施行経費として43.6億円(令和7年度補正予算の38.1億円の繰越を含む。)が計上され、その内訳は、介護保険制度の運用等に必要なシステム整備事業に要する経費として39.4億円、保守管理や全国決済業務、年金情報経由業務等の経費として2.8億円、適正化システムの運用など適正化推進等経費として1.4億円となっている。

令和7年度補正予算において、介護情報基盤構築に伴う各種システムの開発改修等に要する経費として77.1億円、介護事業所等支援に要する経費として42.1億円が措置された。

(4) 障害者総合支援制度関係

令和8年度予算案

障害福祉サービス関係経費として、総額2兆4,203億円が計上され、令和7年度予算額に対し1,865億円の増となった。このうち、良質な障害福祉サービスの確保、地域の特性や利用者の状況に応じた地域生活支援の推進に要する経費として、1兆8,145億円が計上されている。

連合会等に対する補助

審査支払等システム事業費として36.7億円(令和7年度補正予算額30.5億円の繰越を含む。)が計上された。その内訳は、システム改修経費として30.5億円、ソフトウェア及びハードウェア保守管理等経費として5.1億円、機器リース代として1億円、小規模連合会の支援にかかる経費として0.1億円となっている。

令和8年度分として障害支援区分認定データ等の障害福祉サービスデータベースへの送信事業委託費0.1億円計上されている。

【 】令和8年度の事業運営

A 事業運営にあたっての6つの基本方針

〔1〕国保総合システムのモダン化等への対応

国保総合システムは、「審査支払機能に関する改革工程表」(以下「改革工程表」という。)における「整合性の実現」として実施した受付領域の共同利用、クラウド化を踏まえ、運用・保守費用の削減を目指し、システムの最適化を図るプロジェクトを令和6年度より開始している。

最適化は機能・非機能要件の両面において進めていくこととしており、非機能要件についてはクラウド環境に適したシステムとするための構成や処理方式の見直しについて令和7年度から令和9年度までの3か年で段階的に進めて行く。機能要件については、国保総合システムの保険者共同処理系機能と、市町村事務処理標準システムとの重複機能等の廃止・削除を令和10年度までに実施する。

改革工程表における審査支払領域の共同開発・共同利用については、令和7年9月に厚生労働省、支払基金、国保中央会との三者で、「審査支払システムの共同開発の基本方針」(以下「共同開発基本方針」という。)が取りまとめら

れた。これを受け、中央会・連合会では同年 12 月に国保審査領域の開発に関する基本方針（以下「国保基本方針」という。）を策定し、この基本方針に基づき、審査領域のモダン化を進める。

共同開発基本方針を踏まえ、支払基金の AI を活用したレセプト振分の早期検証を行うとともに、技術革新を踏まえた最適な AI 機能の導入検討を行う。

〔 2 〕 審査支払業務改革の推進

改革工程表に示された既存の審査基準、コンピュータチェックの統一については完了したところであるが、引き続き審査機能に関する審査結果の不合理的な差異の解消及び支払基金と連合会のシステムの整合的かつ効率的な在り方の実現に向け、審査基準、コンピュータチェックのさらなる統一及び審査領域の共同開発・共同利用などについて、連合会の意見を踏まえ、厚生労働省、支払基金と取り組みを進める。

- 改革工程表に係る業務量の増大が予想されることから、中央会及び連合会の審査体制の強化に向けて、全連合会が参加して業務を推進する体制を構築するための取り組みを進める。

〔 3 〕 標準システムの安定運用

各標準システムの更改については、令和 6 年度から令和 7 年度末にかけてクラウド化する方針であり、令和 6 年度には国保総合システム、KDB システム、国保情報集約システムが令和 7 年度には介護保険審査支払等システム、障害者総合支援給付審査支払等システムがクラウド化し本番運用を開始した。

令和 8 年度には後期高齢者医療請求支払システム、特定健診等データ管理システムが、稼働予定となっており、令和 7 年度においては、両システムについて、各種テストを通じて確実に品質を確保し、クラウド環境への移行を計画しており着実に進めた。

また、クラウド化後に運用・保守費用の削減を実現する「最適化」への取り組みを開始しており、国保総合システムは令和 10 年度に、介護保険審査支払等システム、障害者総合支援給付審査支払等システムは令和 13 年度に、それぞれ最適化されたシステムを稼働させることを目標に引き続き対応を進める。

システムの運用にあたっては、稼働品質の確保、安定運用の実現が最重要課題であり、各システムとも、引き続き計画の着実な実行、PDCA サイクルの継続、障害の早期検知・早期復旧等により、その実現に努める。

〔 4 〕 医療 DX ・ 介護 DX への対応

政府が取り組みを進める医療 DX の骨格である「全国医療情報プラットフォ

ームの創設」、「電子カルテ情報の標準化等」及び「診療報酬改定 DX」は、連合会業務に大きな影響を与えることが想定されることから、国の動向を注視し、必要な対応を行う。

全国医療情報プラットフォームの整備については、国の動向を注視し支払基金と共同して対応する。

特に、介護情報基盤構築や予防接種事務デジタル化等への対応については、中央会が中心となって取り組みを進める。

医療 DX の着実な推進のための支払基金の抜本的な改組について、地方自治体の医療・保健・介護・福祉に関する幅広い業務支援を行う連合会の関与は必須となることから、改組後の支払基金への具体的な関与の在り方に係る連合会との協議結果が実現されるよう、国・支払基金へ必要な働きかけを行っていく。

〔 5 〕 保険者機能の発揮等保険者・地方自治体への支援

第 3 期データヘルス計画に基づき行われる保健事業を地域づくりの観点から推進するため、連合会による市町村及び都道府県、広域連合が行う保健事業の取組への支援として、データ分析手法の研修や保健事業実施状況の取組を把握し、必要な支援を行う。

第三者行為求償については、国保法の改正により、令和 7 年度から市町村からの委託を受けた都道府県において、広域的又は専門的なものに関する求償事務が実施可能となった。

中央会では、都道府県の受託により保険給付の適正化の確実な実施に繋げていくことができるよう、必要な支援を行う。

令和 8 年 3 月に取りまとめられた役割強化会議の中間とりまとめを踏まえ、厚生労働省と連携して、具体的方策の検討を進め、可能なものから実施していくとともに、残された課題について、引き続き、役割強化会議で検討を行う。

〔 6 〕 効果的で効率的な事業運営の実施と人材の育成・確保

令和 7 年 11 月に承認された令和 8 年度から 10 年度の中央会人員体制及び負担金に基づき、人員体制の確保及び経費節減を図りながら効果的で効率的な事業運営に努める。

介護情報基盤や予防接種システムの運用、母子保健、自治体検診のデジタル化に伴うシステム開発や法定調書データベース（仮称）の構築について、現場の実務を把握している市町村等の職員の受入れや厚生労働省現役職員からの支援を進めるなど、必要な体制の確保に努める。

令和 5 年 7 月に策定した「システム人材育成・確保計画」に基づき、職員の

育成確保に向けた具体的な取り組みを進める。

B 基本方針に基づく事業の実施

〔1〕国保総合システムのモダン化等への対応

(1) 国保総合システムのモダン化等 システムの最適化

非機能要件として、「VDIの廃止(台数削減)」「テスト面の削減」「サーバ・ディスクリソースの削減」「サーバの統合」「DVHの効率化」「DBサーバの最適化」「マネージドサービスの活用」の7つの対応を行うこととしている。

フェーズ1(令和7年度稼働)として「VDIの廃止(台数削減)」の対応を実施し、フェーズ2(令和8年度稼働)として「テスト面の削減」「サーバ・ディスクリソースの削減」「サーバ統合」の各対応及び構成変更や処理方式の見直しに伴うアプリケーション改修対応を行った。フェーズ3(令和9年度稼働)として「DBサーバの最適化」「マネージドサービスの活用」の対応を実施する。これらについては、確実に品質を確保しつつ、着実に計画どおり進める。

機能要件としては、国保総合システムの保険者共同処理系機能のうち、市町村事務処理標準システムと一部重複する機能や業務の標準化により不要となる機能について、両システムでの機能整理を行うこととし、令和6年度において機能重複等により廃止・削減の対象となるインターフェース及び帳票の整理を連合会との個別調整も含めて行い、最終的に令和10年度までにインターフェース24件、帳票52件を廃止・削除する。

審査領域のモダン化

審査領域のモダン化においては、国保基本方針に掲げる以下の事項に取り組み、令和13年1月の稼働を目指す。

(機能開発方針)

- ア．業務の標準化・効率化を目指した機能整理・見直し
- イ．審査業務等におけるAIの活用

(非機能開発方針)

- ア．審査領域の稼働環境の統一化
- イ．マネージドサービスの活用
- ウ．KVSの活用
- エ．レセ電構成の統一化
- オ．画面審査Web化(脱VDI化)

共同開発基本方針を踏まえ、支払基金と協力して共通のクラウドサービスを設計・活用するとともに、「レセプト電算処理共通機能」の共同開発に取り組む。

支払基金のレセプト振分機能に関する AI の早期検証を行い、技術革新を踏まえた審査業務への適用可能性を調査・検証し、新システム稼働時に最適な AI 導入を目指す。

(2) 開発費用及び運用費用の財源確保

国保総合システムのモダン化に係る費用については、令和 7 年度政府補正予算において令和 8 年度分が措置されたが、令和 9 年度以降に要する費用について、引き続き、必要な国庫補助を求める。

国庫補助が措置されてもなお不足する開発費用の財源確保について、保険者の理解に努めるとともに、連合会と令和 9 年度以降の開発負担金の協議を行う。

〔 2 〕 審査支払業務改革の推進

(1) 審査基準及びコンピュータチェックの統一

国保内における審査基準統一については、中央会に設置した審査基準統一推進検討会等において、引き続き支払基金と協議を行い、順次統一化を進めていく。

審査基準統一化に向けた支払基金との協議において調整がつかない各基準については、厚生労働省に設置された「審査支払機関における審査の判断基準の統一化を推進するための連絡会議」(以下「審査基準統一化推進連絡会議」という。)及び同作業部会の開催を積極的に働きかけ解消に努める。

医薬品の適応外使用に関する審査基準については、支払基金に設置されている審査情報提供検討委員会及び作業委員会で協議することが、審査基準統一化推進連絡会議において確認されたことから、令和 8 年度より検討を進めていく。

改革工程表に基づき、支払基金とのコンピュータチェックの統一について、継続的に進めるとともに、コンピュータチェックの精度向上と効率化を図るとともに、統一化以降の診療報酬改定に伴う新たなコンピュータチェックについても、引き続き支払基金と連携し順次統一を図る。

(2) 審査の効率的な業務のための体制の整備と人材の育成

全連合会において審査支払業務検討委員会ワーキンググループ(以下「審査業務検討委員会WG」という。)の育成・確保等を行うため、全連合会が審査業務検討委員会WGメンバーの候補となる職員を登録するシステムを構築しており、令和8年度より登録リストを作成し体制の継続を図る。

- 連合会及び中央会の審査担当初任者が早期に審査業務へ適応することを目指し、初任者を対象として、審査担当育成研修チームが講師を務める「審査担当初任者研修(スタートアップ研修)」を年度当初に実施し、半年後を目途に「振り返り研修」を行う。

「審査担当職員研修(エキスパート研修)」については、「求められる職員像」に必要とされる知識等が身につくよう、より質の高い研修の実施に努めていく。

また、各連合会で行っている個別研修と各連合会間(ブロック別等)の情報の共有化を推進し、研修の充実を図る。

令和8年度診療報酬改定対応、コンピュータチェックの統合や効率的かつ、統一的な運用検討など業務量の増大等に対応し、審査業務検討委員会WGにおける後継人材の育成を進めるため、WGリスト登録者を対象とした研修を実施する。

「審査事務共助知識力確認試験」については、試験が審査研修の充実・強化の一環であるという基本的な考え方に立って、エキスパート研修等との一体感を持たせつつ、より審査事務共助等の業務に役立てるための内容について検討する。

(3) 審査の充実・強化のための対応

- 一次審査結果の分析及び支払基金との比較について、分析結果等の情報の共有化を行い、引続き審査担当課(部)長会議等で協議を行う。

また、保険者再審査結果等の分析も行い、一次審査及びコンピュータチェック等へフィードバックを行うことで、効率的かつ適正な審査の推進を図る。

請求全体の確認が可能な医療機関単位での審査を通じて、傾向審査に関する目安や観点等について整理を行い、その目安や観点等に一定程度の規則性を設け、情報を共有化することで、一貫性を保った高度な審査手法の確立を目指す。

- 全国決済の他県交換日を後ろ倒しする対応が令和9年度から開始され、月次運用スケジュールの見直しが求められることや、「共同開発基本方針」に基づき、連合会の審査業務の標準化及び、運用日程の平準化等に向けた検討

を審査担当課（部）長会議等で行う。

審査結果の差異の見える化を図り、不合理な差異の解消を目的として、多くのコンピュータチェック付箋が付く事例について、可視化レポートングを実施する。検証前レポートを実施し、審査結果の差異が認められる事例については、検証後レポートを実施し解消を図る。

また、新たなレポート事例として令和 8 年度も引き続き実施する。

全連合会でのコンピュータチェックの統一的運用に向けて、審査担当課（部）長会議等で協議を行いながら、未実施点検項目（横覧・縦覧・突合）の実施や処理結果等の統一を進め、審査業務の充実・強化を図る。

特別審査については、高額な医薬品の承認等に加え、令和 8 年度診療報酬改定による自然増も想定されることから、審査委員と事務共助職員との連携により引続き効率的かつ効果的な事務共助を図り、審査の水準維持に努める。

柔道整復療養費の原則オンライン請求の導入及びそのための必要な措置について、厚生労働省保険局医療課による調査研究の分析結果を踏まえ、医療保険部会柔道整復療養費検討専門委員会において協議していく。

〔 3 〕 標準システムの安定運用

（ 1 ） 国保総合システム及び後期高齢者医療請求支払システムの安定運用

連合会における安定運用のため、運用支援を引き続き実施していく。特に後期高齢者医療請求支払システムについては令和 8 年度が次期システムの稼働初年度となるため、安定稼働に向けた対応を適切に行う

高額療養費制度の見直しをはじめとした各種制度改正等への対応について、必要な時期に適切な対応が行えるよう、関係省庁や関係システムと十分に連携を図りながら対応を行う。

全国決済の他県交換日を後ろ倒しする等、連合会における業務の平準化への対応として、紙レセプト請求に係る OCR 業務等の標準化及び他県交換の仕組みの見直しに向けた対応を行う。

（ 2 ） 国保保険者標準事務処理システムの安定運用

国保事業費納付金等算定標準システム

令和 8 年 4 月に制度施行されるこども・子育て支援金制度に対応した改修を令和 7 年度中に行い、同年度中に都道府県においてこの制度に対応した初回の納付金算定が行われた。その際発生した運用上の疑問点、課題を

改めて整理しつつ、より安定した運用が行えるよう、国、保険者等とも連携しながら引き続ききめ細かなサポートを行う。

各種制度改正への対応について、必要な時期に適切な対応が行えるよう、関係省庁や関係システムと十分に連携を図りながら対応を行う。

保険料水準統一に向けて、国等の動向を注視しつつ、必要に応じ対応を行う。

- 都道府県及び連合会が個々に設置している機器及びミドルウェアについて、令和 8 年度中に保守期限を迎えることから、更改に関連した問い合わせが増加するものと見込まれる。算定作業に影響を及ぼさないよう、中央会としても状況を注視し、必要に応じサポートを行う。

国保情報集約システム

高額療養費制度の見直しをはじめとした制度改正等に係る機能改修、連合会からの問合せ対応等、連合会における安定運用のため、運用支援を引き続き実施する。

クラウド環境下におけるシステム構成の最適化については、項目の整理・調査を継続的に実施し、見直しの時期についても柔軟かつ適切に実施する。

市町村事務処理標準システム

令和 7 年度末までに 717 市町村が当該システムを導入しており、将来的には 828 市町村が導入の意向を示している。令和 8 年度には、新たに 61 市町村が導入予定であることから、各市町村の導入作業の進捗状況に応じた説明会を実施するなど、市町村における円滑な導入に向けたきめ細かな支援を行う。

令和 3 年 12 月に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」等に基づき、地方公共団体の基幹業務等システムの統一・標準化が推進されており、原則令和 7 年度（2025 年度）末までに国民健康保険システム標準仕様書等に準拠することとされたことから、期限までに対応を行った。今後の標準仕様書改版は制度改正内容の取り込みを主とするものと想定され、標準システムにおいても改版にあわせ改修を行っていく。

令和 8 年度からの子ども・子育て支援金制度の開始に向けて、令和 7 年度中に国民健康保険システム標準仕様書等に基づき、市町村の保険料計算等、保険者における国保制度運営に必要な機能の開発等の対応を行った。保険者における運用が本格化することから安定運用に努めるほか、一部機能は令和 8 年度以降の改修を予定しており、引き続き対応を行う。

- 高額療養費制度の見直し、高額介護合算申請簡素化への対応、外国人被保険者の国民健康保険料（税）の滞納対策への対応など、制度改正に関する案件を複数予定していることから、関係省庁や関係システムと十分に連携を図りながら対応を行う。

（３）オンライン請求システム等の安定運用

中央会及び連合会におけるシステムの安定運用のため、運用支援を引き続き実施していくとともに、高額療養費制度の見直しをはじめとした各種制度改正等への対応について、必要な時期に適切な対応が行えるよう、関係省庁や関係システムと十分に連携を図りながら対応を行う。

（４）後期高齢者医療広域連合電算処理システムの安定運用

後期高齢者医療広域連合電算処理システムは、機器更改の際、プログラム言語は JAVA を用いて開発を進めていたが、令和 6 年度の制度改正に対応するため、バッチについてのみ、プログラム言語が COBOL の資材を転用して稼働している。このプログラム言語を JAVA へ変換する対応を令和 9 年度末に向けて行う。

令和 8 年度と 9 年度に予定している高額療養費の見直しに向けて、国の動向を注視しつつ、必要な対応を行う。

令和 8 年度からの子ども・子育て支援金制度の開始に向けて、システムの安定運用に努める。

令和 8 年度に予定している高額介護合算申請簡素化に向けて、関係部署と連携しつつ、必要な対応を行う。

令和 8 年度に予定している地方単独事業の都道府県を跨いだ区域外での現物給付化に向けて、国の動向を注視しつつ、必要な対応を行う。

医療保険における金融所得の勘案について、今後、構築予定である法定調書データベース（仮称）との連携に向けて、国の動向を注視しつつ、必要な対応を行う。

（５）保健事業に係るシステムの安定運用

特定健診等データ管理システム

令和 8 年度が次期システムの稼働初年度となるため、安定稼働に向けた対応を適切に行うとともに、安定稼働後は連合会における業務効率化、クラウドのスマートな利用、運用コストの更なる削減に向け、順次検討を開始する。

令和 8 年度から開始する、40 歳未満事業主健診情報の NDB への連携を確実にを行う。

電子カルテ情報共有サービスの全国的な運用開始（令和 8 年度冬頃）に向けて、厚生労働省・支払基金と連携を密にしてモデル医療機関での検証結果を踏まえた改修対応等の準備を行う。

KDB システム

安定運用に向けた対応を適切に行うとともに、運用保守体制やクラウド資源の利用状況等を検証し、引き続き適正化に努める。併せて、連合会 DB として利用している AWS Aurora PostgreSQL が令和 9 年 2 月にサポート期限を迎えることから、期限到来後も継続利用できるよう、必要な対応を行う。

令和 8 年度に予定されている診療報酬改定に対応するため、システムへの影響範囲を検証し、必要な改修を遅滞なく、確実に実施する。

(6) 介護保険審査支払等システム及び障害者総合支援給付審査支払等システムの安定運用

審査支払等システム及び電子請求受付システムにおける令和 7 年 5 月のシステム更改については、AWS へのクラウドリフトを実施し安定的に稼働している。引き続き、連合会における業務運用に支障をきたさぬよう適切な支援を実施する。

- 令和 8 年度においては、令和 4 年度に定めた情報化構想書に沿い、次のシステムライフサイクルである令和 13 年度に向け、順次システムの改善を行うとともに、ランニングコストの削減を目指しクラウドシフト（マネージドサービスの効率的な利用、ペーパーレス化をはじめとした業務機能のスリム化等）を進める。
- システム運用監視、他県交換業務、特別徴収業務などの中央会が実施するシステム運用業務について、両システムのシステム運用を統一することにより、ランニングコストの削減を図るとともに、連合会における業務運用に支障をきたさぬよう適切な対応を実施する。
- 介護保険審査支払等システムについては、令和 8 年度に予定されている期中介護報酬改定及び令和 9 年度に予定されている制度改正及び介護報酬改定に向け具体的な検討及びシステム改修を進めるとともに、介護情報基盤とのデータ連携機能について、着実なシステム改修を実施する。

障害者総合支援給付審査支払等システムについては、令和8年度に予定されている臨時の報酬改定に対し確実なシステム改修を実施するとともに、令和9年度に予定されている報酬改定に向けた検討及びシステム改修を進める。

(7) 情報セキュリティ対策の推進

中央会のシステム担当部署においては、順次ISMS認証を取得し、令和6年4月にISO27001:2022へ移行した。引き続きISMS認証維持が可能となるよう情報セキュリティ確保に向け適切な運用に努めるとともに、新たに運用を開始するシステムの担当部署においてもISO27001:2022認証取得に向けた準備を進めていく。

中央会全体の情報セキュリティレベルを底上げするため、非システム担当部署における情報セキュリティ確保のための取り組みを行っていく。

(8) クラウドにおける全体最適化の検討

中央会が開発・運用する標準事務処理システムのクラウド化が進んでいることから、クラウド環境に適したシステム構成の変更に向け、令和7年度においては各標準システムの現状調査及び技術調査を実施し、対応方針等の検討・RFI等の対応を行った。令和8年度においては、その検討内容を踏まえた各システムの実行計画の策定や実現性検証(PoC)等の実施を予定している。

〔4〕医療DX・介護DXへの対応

(1) 中間サーバー等の安定的かつ効率的な運営

支払基金と共同で運営している医療保険情報提供等実施機関(以下「実施機関」という。)において、引き続き中間サーバーによる情報連携システムの安定的な運営に努めるとともに、実施機関と中央会関連部署が連携し、保険者及び連合会向けの情報の発信及び運用支援を行う。

本年10月の支払基金改組後においては、実施機関は廃止され中央会職員が新組織へ出向する形となるが、引き続き中央会関連部署と連携し、保険者及び連合会の関連する業務が円滑に進むよう対応する。

令和8年度の運営費負担金については、加入者1人当たりの月額単価が協会けんぽ・健保組合・国保組合の3制度は1.62円、広域連合は1.79円、市町村国保は1.39円とされたが、引き続き国からの補助金等、財源確保に努めるとともに、効率的な運営に努める。

(2) オンライン資格確認等システム等の安定的かつ効率的な運営

オンライン資格確認等システムについては、連合会及び保険者における安

定運用のため、中間サーバーと同様、実施機関と連携して必要な情報の発信、運用支援を引き続き実施していくとともに、支払基金改組後も適切に対応する。

オンライン資格確認等システムの令和 8 年度の運営費負担金は、加入者 1 人当たりの月額単価が協会けんぽ・健保組合・国保組合・広域連合・共済組合等・市町村国保の 6 制度は 2.25 円とされたが、引き続き国からの補助金等、財源確保に努めるとともに、効率的な運営に努める。

従来の紙での処方箋のやり取りをオンラインで電子的に行う電子処方箋管理サービスについても、必要な情報の発信、運用を引き続き実施していく。

電子処方箋管理サービスの令和 8 年度の運営費負担金は、加入者 1 人当たりの月額単価が協会けんぽ・健保組合・国保組合・広域連合・共済組合等・市町村国保の 6 制度は 0.77 円とされたが、引き続き国からの補助金等、財源確保に努めるとともに、効率的な運営に努める。

(3) 介護 DX への対応

ケアプランデータ連携システム

ケアプランデータ連携システムについては、令和 5 年 4 月より稼働を開始し、令和 7 年度においては約 16,000 事業所が導入している。令和 8 年 4 月からの介護情報基盤の稼働を見据え、事業所への導入促進を目的に説明会等を実施し、利用事業所数の増加を図る。

- 介護事業所等の介護現場における、より一層の生産性向上に資するため、介護保険資格確認等 WEB サービスへの機能統合を着実に実施するとともに、現在、ケアプランデータ連携システムを導入している事業所が円滑に移行できるよう適切な支援を行う。

介護情報基盤（介護保険資格確認等 WEB サービスを含む）

介護情報基盤の構築にあたっては、令和 5 年 7 月に中央会に設置した介護情報基盤構築準備室において、令和 5 年度に厚生労働省老健局が実施した調査研究の内容を踏まえ、令和 8 年 4 月からの稼働に向け令和 6 年度下期から開発を実施した。

- 令和 8 年度以降は、介護保険事務システムの改修が完了した自治体から、順次データセットアップを実施し当該基盤の活用を開始することとされており、令和 10 年 4 月までに全ての地方自治体での運用開始が目指されている。

地方自治体における円滑な導入作業及び安定的な運用を実現するため、着実に情報提供を行うとともに、令和 9 年度に予定されている機能追加及

び利便性の向上等の安定稼働に向けた必要な改修を円滑に実施する。

- 当該基盤の情報を活用・閲覧するために介護事業所等の関係者が利用する介護保険資格確認等 WEB サービスについては、厚生労働省において開発及び運用が実施されていた。

令和 8 年 4 月からの介護情報基盤の稼働に伴い、当該基盤における運用の一環として当該 WEB サービスの運用保守を中央会に移管することとされたことから、事業所における導入作業及び安定的な運用を実現するため、必要な作業を着実に実施するとともに、利用者の利便性の向上のための機能改修を円滑に実施する。

科学的介護情報システム（LIFE）

科学的介護情報システム（LIFE）については、科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する質の高いサービス提供の推進を目的として、厚生労働省において運用されていた。

令和 5 年の介護保険法の改正により、被保険者の保健医療の向上及び福祉の増進を図るため、被保険者、介護サービス事業者その他の関係者が被保険者に係る情報を共有及び活用することとなり、令和 8 年 4 月より、匿名情報として収集・保持していたデータを顕名情報として収集・保持する仕組みとすることとされ、当該システムの開発を令和 7 年度から中央会において実施した。

- 利用者である事業所においては、令和 8 年 6 月までに当該システムへ順次切り替えることとされていることから、円滑な切替作業及び安定的な運用を実現するため、適切な支援を着実に実施する。
- 令和 9 年度に予定されている介護報酬改定に向けた検討及び必要なシステム改修を着実に進め、利便性向上等の安定稼働に向けた必要な改修を円滑に実施する。

介護 DX に伴う事業所への支援

介護事業所等の関係者においては、介護情報基盤の稼働に伴い、マイナンバーカードを用いた本人確認を行うための環境整備等、当該基盤を活用するための準備を行う必要がある。これらの必要な準備に対し、環境整備のための導入支援及び費用支援を行うための窓口を中央会に設置し、令和 7 年度より運用を開始している。

- 令和 8 年度においても、引き続き、事業所等に対する必要な支援を行い、当該基盤の円滑な運用に向け、連合会とともに介護事業所等への支援を実施する。

介護情報基盤のデータを活用した連合会による保険者支援策の検討

介護保険者においては、地域包括ケアシステムの構築・推進に向け、介護情報基盤に収集されるデータ等を活用し、地域の実情に応じた介護保険事業の運営を行うことが期待されているが、地域分析等に必要なデータの取得が困難、専門的知見を持った人材の不足、職員異動による知見の蓄積が困難等の課題を抱えている。そのため、令和 6 年度より、介護保険分野における連合会の保険者支援策を検討し、令和 7 年 9 月に保険者支援策の方向性についてとりまとめを行った。

- 令和 8 年度においては、当該とりまとめにおいて示した方向性に沿い、「データ等の提供方法」や、「データ活用等に関する研修・伴走支援」等のより具体的な方策について、全国の連合会において活用できるよう検討を行う。

(4) 予防接種デジタル化への対応

令和 8 年 6 月からの運用開始に向け、予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムのリリースを行う。また、昨年度リリースした集合契約システム及びデジタル庁から移管され、保守運用業務を担っている PMH についても、引き続き先行実証事業参加自治体とも密に連携を取りつつ安定的に稼働できるよう対応していく。

(5) 自治体検診・母子保健デジタル化への対応

令和 11 年度に改正健康増進法が施行されることに伴い、自治体検診デジタル化への対応を優先的に進める。併せて母子保健のデジタル化においても、自治体検診と同時開発になることが想定されるため、担当部署の体制強化を図り、厚生労働省、こども家庭庁及びデジタル庁との連携を密にし、遅滞なく開発に入れるようシステム要件定義等を行う。

(6) 支払基金改革への対応

地方自治体における医療・介護 DX 関連事業を実施する立場から新組織において中期計画等の作成、運営会議の運営等を担う企画部門に対し職員の出向を行い、新組織の運営に市町村等や連合会の意見が適切に反映されるよう対応する。

新組織における医療 DX 推進体制である「医療 DX ガバニングボード」に対し、中央会役職員や連合会役員が参画し、医療 DX の推進に対し、国保側の立場、地域保険者等の実情を反映させるよう対応する。

〔 5 〕 保険者機能の発揮等保険者・地方自治体への支援

(1) 保健事業の推進

保健事業の取組支援の拡充

国のデータヘルス対策の流れや「国保連合会・国保中央会のめざす方向2023」及び「連合会・中央会の保健事業・データヘルスの今後の展開」の方針に基づく事業を展開する。

中央会のデータヘルスを推進する体制を強化しながら、既存事業の展開に加え、中長期的な視点から事業の企画等を行う。

ア．国保・後期高齢者ヘルスサポート事業

連合会の保険者支援におけるこれまでの経緯を踏まえ、中央会作成の報告書や調査様式について見直しを行い、連合会の保険者支援の効果の把握、保険者支援の好事例の把握に努めるとともに、連合会保健事業の二ーズを踏まえた内容の会議、研修会の開催を検討する。

各連合会における支援・評価委員会の助言について実態を把握し、他の連合会や支援・評価委員会の委員の参考になるよう、支援・評価委員会の助言内容の提供方法について整理する方法等の検討を進める。

イ．高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施

高齢者保健事業の実施支援の更なる推進を図るため、広域連合、都道府県、地方厚生局、連合会を対象とした研修会を開催する。

- データヘルス計画の中間評価年度であるため、国の方針等を適宜、連合会へ共有する。

ウ．糖尿病性腎症重症化予防事業

糖尿病性腎症重症化予防事業を周知・啓発するため、フィードバックレポート（FBR）作成ツールの KDB システムへの実装等を踏まえ、連合会向け研修プログラムを改訂し、その周知を行う。

KDB システムの活用推進

KDB システムを活用した効果的な保険者支援を行う連合会職員の人材育成を目的として、システム操作やデータの分析・活用スキルの向上に資する研修を開催する。

第 3 期データヘルス計画の中間評価・中間見直しに向けて、厚生労働省が作成する「データヘルス計画策定の手引き」の改訂内容等を踏まえて対応方針を整理の上、所要の機能改修を遅滞なく確実にを行う。

KDB システムを活用した保険者支援の強化や利用者ニーズに即したシステム機能の改善・強化の在り方について関係する会議体において検討し、基本方針のとりまとめを行う。

KDB データを活用した取組として、骨折予防を分析テーマに情報の有用性を検証し、一部の自治体に対して試行的に情報還元を行う。

国保健康づくり事業におけるデータ利活用支援事業の実施

ア．人材育成

保険者支援を担う人材育成を目的とした、スキルアップ研修「保健事業データ利活用人材育成研修（実践編）」を開催する。

- その際、研修内容や方法、研修体系について、連合会のご意見を伺いながら検討を進める。

イ．協会けんぽと共同した健康づくり事業

- 協会けんぽと共同した健康づくり事業の実施地域を拡大し、事業の自走・横展開を支援する。

具体的には令和 7 年度までの共同事業の成果を「事業実施の手引き」としてとりまとめ、事業の企画・検討の参考となるよう、全連合会に周知する。

- 住民全体を対象とした自治体のデータヘルスが効果的・効率的に行えるよう、関係者の連携を促進し、事業へのデータ利活用を支援する。
- 共同事業から得られたデータ利活用のナレッジについて、引き続き保健事業データ利活用人材育成研修や KDB システムの今後の在り方検討に反映する。

地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援

地域包括医療・ケアの実践者である国保直診施設との連携強化を引き続き図る。

「都道府県在宅保健師等会全国連絡会」の役割、開催目的を見直し、国やアカデミアからの情報提供、特に都道府県在宅保健師等会の活動事例の紹介を充実・発展させていくことを検討する。

保健事業・データヘルスの今後の取組に関する検討

介護に関する各種情報を活用した保健事業について、介護情報基盤の活

用や保険者のニーズを確認しつつ、引き続き検討を行う。

- 生涯にわたって幅広い住民を対象とする市町村保健事業のPDCA展開を支援、推進するために、都道府県、保険者協議会と協力したデータ連携・利活用のさらなる方策を検討する。

日本健康会議において新たな「実行宣言」の策定があれば、達成に向けて中央会・連合会として何ができるか検討する。

(2) 保険者努力支援制度等を活用した保険者機能の発揮への支援

国保の保険者努力支援制度や介護保険の保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金のインセンティブを活用した取り組みへの支援

保険者において保険者努力支援制度等のインセンティブ制度の活用が進むよう、KDBシステムの利活用促進、情報提供等の支援を行う。

令和8年度以降においても保険者インセンティブの制度の財源を活用したKDBシステムの利活用が進むよう、中央会は保険者や連合会支援のため、国に対し必要な働きかけを引き続き行う。

保険者協議会の活動の推進

- 保険者協議会中央連絡会において、保健事業等に関する情報交換を行い、各医療保険者間の連携を深めるとともに、国に対し必要な要望を行う。

第三者行為求償事務の充実強化

第三者行為求償事務研究会において、第三者行為求償事務を行う上での全国的な課題等について協議・検討を行い、その対応方法等を全国展開することで、連合会における第三者行為求償事務の更なる充実を図る。

連合会を介して損害保険団体と全ての市町村及び国保組合との間で締結した「交通事故に係る第三者行為による傷病届等の提出に関する覚書」の運用について、国の関与のもと、損害保険団体と中央会が定期的に評価し、改善に向けた検討を行う。

連合会の担当職員向けに、実務経験に応じた研修を実施する等、職員の専門性向上に向けた取組を行う。

広域的又は専門的なものに関する求償事務について都道府県が市町村からの委託を受けることにより、保険給付の適正化の確実な実施に繋げていくことができるよう、中央会において必要な支援を行う。

保険者支援事業の実施

保険料(税)適正算定マニュアルの普及促進、海外療養費の不正請求対策の推進、後発医薬品差額通知コールセンターの運営等、引き続き国保事業の安定化を支援するための必要な対策を講じる。

(3) 介護保険事業の推進

介護保険制度の安定的な運営のため、関係機関との連携を密にし、円滑に審査支払等業務が行えるよう、介護給付費の請求に係る共同受付業務、全国決済業務等について対応するとともに、介護保険関係業務に関する説明会及び研修等の実施、介護保険に関する統計等資料整備を行う。

保険料の年金からの特別徴収等事業に関する経由機関業務として、適切なシステムの改修及び保守管理を行い、安定的な運用支援を行う。

- 令和7年の地方分権提案において、介護職員の処遇改善をはじめとした事業所に対する補助金の支払事務について、補助金の迅速かつ効率的な支給という観点から、連合会への委託が可能となるよう、都道府県より要望がなされた。

このため、法律又は政令に定めがある場合は、私人であっても地方自治体が公金の支出権限の委託を認めている地方自治法第243条の規定を踏まえて、介護保険法において補助金の支払事務を業務として規定するための法律改正案が令和8年2月の特別国会に提出される予定である。

このような動向に対し、厚生労働省と連携し密な調整を行うとともに、連合会の役割強化及び介護保険関係業務の拡大に資するよう必要な対応を行う。

(4) 障害者総合支援事業の推進

連合会における審査支払等業務の円滑な実施に向けた支援を行う。また、より効果的・効率的な審査支払事務や共同処理の実施に向け、審査支払等システムにおけるチェック機能の強化や、市町村等支援システムの各種機能の充実を図り、さらには、デジタル化への対応や報酬改定等による給付費の影響調査分析により把握された課題等に関する検討を行い、より連合会の審査支払業務に寄与できる事業やスキームを模索していく。

上記機能の充実・強化等にあたっては、都道府県、市町村、連合会の代表や厚生労働省などをメンバーとした「障害者総合支援法等審査事務研究会」において、引き続き具体的な諸課題の検討を行う。

令和5年4月より障害福祉サービスのデータベースの本格運用が始まり、連合会によるデータ連携業務が行われている。従前と同様、令和8年度以降においても、連合会の当該業務が円滑に行えるよう、必要な支援を行う。

(5) 国保制度改善強化に向けた取組

平成 30 年度の新国保制度の施行により、財政基盤の強化が図られたが、国保が抱える構造的な問題に加え、少子高齢化の進行や昨今の物価上昇の影響等により、今後も安定的な運営が困難な状況は続くと思定されることから、国保制度を持続可能なものとするため、引き続き、制度の更なる充実や改善強化を国に対して働きかける。

その上で、全国知事会、全国市長会、全国町村会をはじめとする自治関係団体等との連携を一層強化しながら、医療保険制度の一本化実現に向けて引き続き必要な取り組みを推進する。

〔 6 〕 効果的で効率的な事業運営の実施と人材の育成・確保

(1) 効率的な事業運営の徹底及び業務効率化等によるコストの削減

更なる業務の効率化や印刷費用、用紙代の削減を目指し、対応可能なものから電子決済を導入する。

執務内のネットワークについては、業務系と情報系の 2 つに物理的に分離しているが、業務効率化や経費節減、テレワーク推進の観点から、当該ネットワークの統合について検討する。

なお、情報系ネットワークは中央会・連合会で共有していることから、その在り方についても整理を行い、連合会と協議する。

現在一部で実施しているテレワークについて、育児や介護を行っている職員の負担軽減や人材確保等のため、更なる環境の整備を進める。その際、上記の業務系・情報系ネットワーク統合の検討内容も考慮して対応する。

予防接種・母子保健・自治体検診のデジタル化に係るシステム群の開発・運用業務や、診療報酬の全国決済業務等のこれまで企画部で実施してきた実作業を伴う業務について、類似の業務を実施している部署への移管を検討し、持続可能で効率的な事業運営を推進していく。

(2) 財源の確保・財務構造の改善

令和 7 年 11 月開催の中央会臨時総会で承認された令和 8 年度の各負担金の額に基づき、予算編成及び予算執行管理を適切に行っていく。

また、システム関係負担金をはじめとした各負担金の精算方法等について、必要な協議を行う。

国保総合システムのモダン化にかかる令和 9 年度、10 年度の開発負担金について、連合会と丁寧な協議を行い、6 月下旬を目途に成案を得る。

(3) 人材の育成・確保

令和8年度以降の人員体制に係る協議において、標準システムのクラウド化に伴うシステム運用業務や国等からの新たな業務依頼への対応に伴う業務量増大への対応のため、職員定数の増員が承認されたことも踏まえ、職員採用を進め、必要な体制を確保する。

システム関係業務における人材の育成・確保のため、「システム人材育成・確保計画」に基づき、引き続き、研修の充実やSE経験者等の採用など具体的な取り組みを順次進める。

新卒職員等を対象として昨年度から開始したITスキル習得のための外部研修について、受講者の対象範囲を拡大するとともに、更なるスキルの向上を図るため研修カリキュラムを追加していく。

連合会実務の把握と中央会業務の経験を通じて、相互の業務への理解や情報共有を図り、事業を円滑に推進するため、連合会・中央会間での人事交流や連合会への研修派遣を実施していく。

また、職員の育成とコミュニケーション活性化のためメンター制度を引き続き実施する。

介護情報基盤や予防接種などのシステム運用や、母子保健や自治体検診といった今後システム開発が本格化する業務を円滑に進めるため、引き続き市町村等からの職員派遣について協力要請を行っていく。

法定調書データベース（仮称）の構築にあたっては、厚生労働省の現役職員による支援や、国税庁や金融庁などの関係省庁、市町村等の税を熟知する職員による支援等について、厚生労働省が責任をもって対応いただくよう要請していく。

国等からの新たな業務依頼に係るシステム開発など、対応が必要な期間に限られており、高度なスキル、専門的な知識・経験が求められる業務については、任期付職員制度を活用していく。

連合会・中央会を対象とした職員研修については、組織人として必要となる基本的スキル及び業務遂行に必要な専門的スキルの習得・向上を目的とした階層別研修や審査関係、IT関係等の各種専門研修を実施する。

なお、研修の開催にあたっては、目的に応じて適切な方法で行うこととし、連合会の職員を対象とした研修については、研修動画・教材の配布やWeb会議システムの活用も行う。

(4) 連合会・中央会の連携・協力体制の強化

国保総合システムのモダン化や医療保険制度改革等へのシステム改修対応、また、医療・介護DXなどに引き続き対応していくため、連合会派遣職員の協力を得つつ、中央会と連合会とが一体となった開発体制や運用体制を構築する。

特に国保総合システムのモダン化や、診療報酬改定、介護情報基盤運用業務等については、業務量の大幅な増大が予想されていることから、それら個別案件にかかる連合会職員の追加派遣について連合会と協議の上対応していく。

連合会の審査業務を理解できる中央会審査部職員を育成するとともに、将来の審査部の中心となる人材の育成を図るため、連合会との人事交流を活性化する。

役割強化会議の議論及び中間とりまとめを踏まえ、連合会間及び連合会・中央会間の連携強化を推進し、連合会の役割強化・自治体支援の持続可能なモデルの構築を図る。

「国保連合会・国保中央会のめざす方向 2023」については、「5年間程度の期間を視野に入れて整理を行うこと」とされており、連合会、中央会を取り巻く環境も急速に変化していることから、役割強化会議の議論も踏まえて、改訂に向けた検討作業を開始する。

(5) 適正な会計事務の実施

令和7年4月に公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律等の一部改正が施行され、収支相償原則（費用を超える収入を得てはならない）の見直し等が行われたことに引き続き適切に対応するとともに、新公益法人会計基準が経過措置期間を経て令和10年4月より適用開始となるため、必要な準備を進める。

(6) 人事・給与制度の運用

人事・給与制度の運用については、国の動向等を踏まえて必要な見直しを行うとともに適切な運営に努める。また、人材の流出を防ぐため働きやすい環境の整備を進めて確保を図る。引き続き人材育成に努め幹部職員等への内部登用を進めていく。

カスタマーハラスメントを含めたハラスメント防止対策の指針に基づき、ハラスメント防止研修やマネジメント能力の向上を図るための研修の開催、より厳格な人事評価の実施など、ハラスメント防止対策の徹底のため必要な取組を実施していく。

(7) 調査研究・統計・広報の充実

中央会が作成する既存の統計資料について、内容を精査し、今後の連合会・中央会の組織運営や審査支払業務のほか、医療DXやデータヘルスの進展に資するよう見直しを図るとともに、連合会から中央会への正確な報告について、引き続き理解と協力を求める。

特に「都道府県国民健康保険団体連合会事業の概況」については、取り巻く環境の変化を踏まえて、調査内容や調査方法等の見直しを検討し、更なる充実を図る。

「保険者別財政診断分析表」、「保険者規模別国保財政診断指数表」については、保険者の更なる活用に向けて作成している「国保財政レポート」の掲載データの見直し等も検討し、普及促進に向けた取り組みを行う。

国保制度における厳しい財政状況の中、医療費等に関する統計の重要性が高まっていることから、関係機関等に対して適時・適切に正確な情報を提供できるよう、医療費統計システムの見直しやデータ検証の徹底を行う。

国保について、関係者のみならず広く一般の方が理解を深められることを目的として、制度の現状を統計データ等に基づいて様々な視点から解説した冊子「国保のすがた」の作成を行い、配布を行う。

「国保新聞」、「国保情報」の紙面の更なる充実を図るとともに、その担い手となる専門的スキルやポテンシャルの高い記者の確保・育成を行う。

(8) 災害対策

今後実施予定の新規事業等も踏まえて中央会業務継続計画の更新を行い、被災時における業務継続を可能とするための必要な整備を行う。

あわせて、業務継続計画に定める初動対応訓練及び各種優先業務について、訓練を実施する。

中央会が所在する全国町村会館の被災等により、災害対策本部が設置できず、優先業務の遂行が困難な場合に備えるため、代替拠点となる連合会の選定及び代替拠点において実施する業務等について検討し、連合会と協議する。

外部支援者等も含めた人員配置の状況に応じた被災用備蓄品について、適切に管理・調達する。また、東京都帰宅困難者対策条例が求める備蓄、安否確認及び情報提供のための体制整備等に向けて引き続き、必要な対応を進める。

令和 6 年度に整理した、災害救助法適用時に医療機関等からの照会に応じて被保険者の既往歴を提供する仕組みについて適切に運用する。

【 】分野別主要事業

各分野の主要な事業は以下のとおりである。なお、事業実施にあたり、着実な事業運営を図り、かつ、事態に即応して機動的に対応することとする。

<p>【1】国保総合システムのモダン化等への対応</p> <p>(1)国保総合システムのモダン化等</p> <p>(2)開発費用及び運用費用の財源確保</p> <p>【2】審査支払業務改革の推進</p> <p>(1)審査基準及びコンピュータチェックの統一の</p> <p>(2)審査の効率的な業務のための体制整備と人材の育成</p> <p>(3)審査の充実・強化のための対応 特別審査の充実</p> <p>連合会における審査の充実(審査の判断基準及びコンピュータチェック内容の統一に向けた取組を含む)</p> <p>【3】標準システムの更改作業と安定運用</p> <p>(1)国保総合システムの安定運用</p>	<p>国保総合システムの保守・運用費用の削減に向けた最適化・モダン化対応の着実な推進</p> <p>国保総合システムモダン化に関し必要な費用について国庫補助要請活動等</p> <p>審査基準統一推進検討会(医科・歯科)、審査支払業務検討委員会、全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会、同役員会等における検討 支払基金CCとの整合性の実施</p> <p>効率的な審査業務、審査支払領域の共同開発のための体制整備(WGリスト登録システム等)、人材育成</p> <p>特別審査の充実(事務共助職員と審査委員との連携、支払基金との審査結果等の情報共有等) 審査結果等の連合会への情報共有</p> <p>全国国保診療報酬審査委員会会長連絡協議会 同役員会 全国国保診療報酬審査委員会歯科部会長等連絡会議 連合会常務処理審査委員連絡会議 医科審査基準統一推進検討会 歯科審査基準統一推進検討会 審査基準統一化推進連絡会議、同作業部会 審査情報提供検討委員会、同作業委員会 審査情報提供歯科検討委員会、同作業委員会 審査支払業務検討委員、会同委員会ワーキンググループ 審査担当課(部)長会議 審査担当者月例ミーティング 審査支援担当者会議 歯科審査担当者会議 連合会審査担当職員研修 ・初任者研修(スタートアップ研修、振り返り研修) ・エキスパート研修等 審査支払業務検討委員会WG育成研修 審査担当育成研修チーム 審査事務共助知識力確認試験 審査事務共助に関する連絡調整</p> <p>下記システムに係る保守管理及び安定的運用支援 ・画面審査システム</p>
--	--

	<ul style="list-style-type: none"> ・システム基盤、共通AP ・審査支払系システム ・保険者サービス系システム ・県外分診療報酬等、出産育児一時金に係るデータ交換各種制度改正等への対応 ・高額療養費制度の見直しに向けた対応 ・高齢者医療制度改革(窓口負担割合の見直し等)に向けた対応 ・高額介護合算療養費に係る支給手続き簡素化対応 ・ICD-11への見直しに向けた対応 ・出産費用の無償化等に向けた対応 ・令和8年度診療報酬改定対応 他県交換後ろ倒しによる月次運用スケジュールの見直しに向けた対応
<p>(2)後期高齢者医療請求支払システムの安定運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> システムの保守管理及び安定的運用支援 各種制度改正等への対応 ・高額療養費制度の見直しに向けた対応 ・高齢者医療制度改革(窓口負担割合の見直し等)に向けた対応 ・ICD-11への見直し対応 ・令和8年度診療報酬改定対応 他県交換後ろ倒しによる月次運用スケジュールの見直しに向けた対応
<p>(3)国保保険者標準事務処理システムの安定運用</p> <p>国保事業費納付金等算定標準システム</p> <p>国保情報集約システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援金制度開始に伴う支援 都道府県の機器及びミドルウェア更改作業に対するサポート <ul style="list-style-type: none"> システムの保守管理及び安定的運用支援 各種制度改正等への対応 ・高額療養費制度の見直しに向けた対応 ・高齢者医療制度改革(窓口負担割合の見直し等)に向けた対応
<p>市町村事務処理標準システム</p>	<ul style="list-style-type: none"> 導入促進に向けた検討 国保システム標準仕様書への対応 子ども・子育て支援金制度開始に伴う市町村支援 高額療養費の見直し等の各種制度改正対応
<p>(4)オンライン請求システム等の安定運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> システムの保守管理及び安定的運用支援 各種制度改正等への対応 ・高額療養費制度の見直しに向けた対応 ・高齢者医療制度改革(窓口負担割合の見直し等)に向けた対応 ・令和8年度診療報酬改定対応
<p>(5)後期高齢者医療広域連合電算処理システムの安定運用</p>	<ul style="list-style-type: none"> COBOLからJAVAへのプログラム言語の変換対応 高額療養費の見直しに向けた対応 子ども・子育て支援金制度対応 高額介護合算申請簡素化対応 地方単独事業の都道府県を跨いだ区域外での現物給付化対応 法定調書データベース(仮称)との連携に向けた対応

<p>(6)保健事業に係るシステムの安定運用 特定健診等データ管理システム</p> <p>KDB システム</p> <p>(7)介護保険審査支払等システムの安定運用</p> <p>(8)障害者総合支援給付審査支払等システムの安定運用</p> <p>(9)情報セキュリティ対策の推進</p> <p>(10)クラウドにおける全体最適化の検討</p>	<p>システムの安定稼働と運用保守体制やクラウド資源の適正化</p> <p>40歳未満の事業主健診情報のNDB連携に係る対応 電子カルテ共有サービスの運用開始に向けた対応</p> <p>システム保守管理、安定運用、運用・保守体制の適正 AWS Aurora PostgreSQLのバージョンアップに係る対応 診療報酬改定に伴うシステム改修</p> <p>システムの改修、保守管理及び安定運用支援 クラウドシフトに向けた検討 介護報酬改定に係る検討及びシステム改修</p> <p>システムの保守管理及び安定運用支援 クラウドシフトに向けた検討及び開発</p> <p>ISMS認証の維持</p> <p>運用、クラウド、ネットワーク等に係る費用最適化に向けた現状把握、技術調査、それを踏まえての各システムの実行計画の策定や実現性検証（PoC）等の実施</p>
<p>【4】医療 DX・介護 DX への対応</p>	
<p>(1)医療保険者等向け中間サーバー等の安定的かつ効率的な運営</p>	<p>支払基金と共同で設置した実施機関においてシステムの安定運営を実施。 実施機関と中央会関係部署が連携し、必要な開発実施</p>
<p>(2)オンライン資格確認等システム等の安定的かつ効率的な運営</p>	<p>支払基金と共同で設置した実施機関においてシステムの安定運営を実施。 オンライン資格確認の基盤を活用した新たなサービスについての確かな運用を実施</p>
<p>(3)介護 DX への対応 ケアプラットフォーム連携システム</p>	<p>システムの改修、保守管理及び安定運用支援 導入促進に向けた説明会等連合会支援 資格確認等WEBサービス統合に係る改修及び移行支援</p>
<p>介護情報基盤</p>	<p>システムの改修、保守管理及び安定運用支援 データセットアップに係る支援 導入促進に向けた説明会等の実施</p>
<p>科学的介護情報システム(LIFE)</p>	<p>システムの改修、保守管理及び安定運用支援 事業所へのデータ移行支援</p>
<p>介護 DX に伴う事業所への支援</p> <p>介護情報基盤のデータを活用した連合会による保険者支援策の検討</p>	<p>環境整備のための導入支援 助成金申請に係る関係業務の運用</p> <p>具体的な保険者支援策の検討</p>
<p>(4)予防接種デジタル化への対応</p>	<p>予診情報・予防接種記録管理/請求支払システムのリリース、</p>

<p>(5)母子保健・自治体検診デジタル化への対応</p> <p>(6)支払基金改革への対応</p>	<p>予防接種集合契約システム及びPMH（予防接種領域）の円滑な保守運用業務の実施</p> <p>国が作成する業務要件定義を基にしたシステム要件定義の実施</p> <p>改組後の新組織に対する職員出向等を通じた必要な協力の実施</p>
<p>【5】保険者機能の発揮等保険者・自治体への支援</p> <p>(1)保健事業の推進</p> <p>保健事業の取組支援の拡充</p> <p>ア．国保・後期高齢者ヘルスサポート事業</p> <p>イ．高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</p> <p>ウ．糖尿病性腎症重症化予防事業</p> <p>KDBシステムの活用推進</p> <p>国保健康づくり事業におけるデータ利活用支援事業の実施</p> <p>地域包括ケアシステムの深化・推進のための支援</p> <p>保健事業・データヘルスの今後の取組に関する検討</p> <p>(2)保険者努力支援制度等を活用した保険者機能の発揮への支援</p> <p>国保の保険者努力支援制度等を活用した取組への支援</p> <p>保険者協議会の活動の推進</p>	<p>国保・後期高齢者ヘルスサポート事業運営委員会・ワーキング・グループ 「保健事業支援・評価委員会」報告会</p> <p>高齢者の保健事業ワーキング・グループ 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施の推進に向けた研修会（連合会・広域連合・都道府県）</p> <p>糖尿病性腎症重症化予防セミナーワーキング・グループ</p> <p>連合会職員向けKDBシステムの操作、データ分析等に係る研修の開催 第3期データヘルス計画の中間評価・中間見直しに向けたシステム改修 KDBシステム等を活用した保険者支援の在り方検討 KDBデータを活用した骨折予防を分析テーマとした取組</p> <p>保険者支援を担う人材育成を目的とした、保健事業データ利活用人材育成研修（実践編）の検討及び開催 協会けんぽと共同した健康づくり事業の自走や企画・検討に資する「事業実施の手引き」の周知 的確なデータ分析・利活用に基づく効果的な取組事例の共有</p> <p>全国国保診療施設協議会との共催事業 地域医療現地研究会（6月12日～13日：岐阜） 全国国保地域医療学会（9月18日～19日：愛媛） 地域包括医療・ケア研修会（1月頃） 在宅保健師等会の活動状況の周知 在宅保健師等会全国連絡会役員会、全国連絡会</p> <p>保健事業・データヘルス等推進委員会、連合会保健師部会 保健事業担当課（部）長会議、保健事業担当者会議 介護情報を活用した保健事業への展開の検討</p> <p>国保・後期高齢者ヘルスサポート事業の取組による連合会に対する支援</p> <p>保険者協議会中央連絡会、保険者協議会事務局への支</p>

<p>第三者行為求償事務の充実強化</p> <p>保険者支援事業の実施</p> <p>(3)介護保険事業の推進 介護保険制度の安定的な運営</p> <p>連合会の介護関係業務の拡大</p> <p>(4)障害者総合支援事業の推進 共同受付事務の実施</p> <p>障害者総合支援給付費に関する全国決済業務</p> <p>審査機能の強化に向けた検討等</p> <p>(5)国保制度改善強化に向けた取組</p> <p>〔6〕効果的で効率的な事業運営の実施と人材の育成・確保</p> <p>(1)効率的な事業運営の徹底及び業務効率化等によるコストの削減</p>	<p>援</p> <p>国・関係団体との連絡調整、第三者行為求償事務研究会の開催、研修の実施 国保法の改正に伴う市町村からの委託による令和7年度からの都道府県での広域的・専門的な求償事務の対応に向けた支援の実施</p> <p>全国国保運営協議会会長等連絡協議会 全国決済業務（毎月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・診療報酬等 ・出産育児一時金等（正常、異常、早期） ・保険者間調整療養費等 特別高額医療費共同事業 ・国保（7～10月、1～3月） ・後期高齢者医療（8～10月、1～3月） <p>共同受付業務の安定的な実施 介護給付費等に関する全国決裁業務の実施 介護保険関係業務に関する説明会、研修等の実施 介護保険に関する統計等の資料整備 保険料の年金からの特別徴収事務の安定的な実施</p> <p>連合会の役割強化及び業務拡大に資する対応</p> <p>障害福祉サービス等給付費の請求に係る共同受付業務等</p> <p>県外分障害者総合支援給付費データ交換及び全国決済業務</p> <p>障害者総合支援法等審査事務研究会での検討</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害DXなどデジタル化の検討 ・給付や請求エラー件数のデータ分析を通じた報酬改等による影響調査及び対応等の検討 ・請求時の点検機能強化 ・「警告」から「エラー」への移行 ・審査チェック要件等の見直し ・台帳情報等参照機能（市町村等支援システム）の追加内容の検討 <p>連合会等障害者総合支援担当者に対する説明会・研修等</p> <p>障害者総合支援給付業務関係資料の作成 ○障害福祉サービスのデータハブの安定運用</p> <p>国保制度改善強化全国大会（11月20日 砂防会館）</p> <p>電子決済の導入 人材確保のためのテレワーク環境の更なる整備 ネットワーク統合の検討 適切な部署への業務移管による持続可能で効率的な事業運営の推進</p>
---	---

<p>(2)財源の確保・財務構造の改善</p>	<p>適正な予算編成及び予算執行管理 システム関係負担金をはじめとした各負担金の精算方法等について必要な協議</p>
<p>(3)人材の育成・確保 人材育成・人材確保</p>	<p>システム人材育成・確保計画の基づく各種取組の実施 連合会との人事交流の拡大、新規業務への市町村等の職員派遣の協力要請、メンター制度の継続 任期付職員制度の活用による専門人材の確保</p>
<p>連合会・中央会職員の階層別研修などの実施</p>	<p>連合会・中央会初任者研修（4月） 連合会・中央会中堅職員研修（1～2月頃） 連合会・中央会新任係長研修（5～6月頃） 連合会・中央会新任課長研修（7月頃） 連合会・中央会事務局次長等研修（8月頃） 連合会・中央会IT研修（9月頃） 医療費等データ分析基礎研修（12月頃）</p>
<p>中央会内職員への業務研修の実施</p>	<p>スキルアップ研修等（適時）</p>
<p>(4)連合会・中央会の連携・協力体制の強化</p>	<p>連合会・中央会が一体となった開発体制や運用体制の構築 中央会審査部職員の育成、連合会との人事交流 連合会間、連合会・中央会間の連携強化の推進による連合会の役割強化・自治体支援の持続可能なモデルの構築 「めざす方向2023」の見直しの開始</p>
<p>(5)適正な会計事務の実施</p>	<p>令和10年4月より適用開始となる新公益法人会計基準への必要な準備</p>
<p>(6)人事・給与制度の運用</p>	<p>国等の動向を踏まえた人事・給与制度の適切な運用 ハラスメント防止対策の徹底など働きやすい職場環境づくり</p>
<p>(7)調査研究・統計・広報の充実</p>	<p>医療保険、国保財政等に関する調査研究 冊子「国保のすがた」の作成 連合会・中央会の業務運営に関する取組事例集の充実 都道府県国民健康保険団体連合会事業の概況 国民健康保険の実態 保険者別財政診断分析表、保険者規模別国保財政診断指数表、国保財政レポート 国民健康保険・後期高齢者医療 医療費速報 連合会審査支払業務統計（月次・年間） 「国保新聞」（月3回《5月・8月は月2回》） 「国保情報」（毎週月曜）等、刊行物の発行</p>
<p>(8)災害対策</p>	<p>業務継続計画の見直し 業務継続計画に定める各訓練の実施 中央会被災時の代替拠点の検討 被災備蓄品の適切な管理・調達 災害時に既往歴を提供する仕組みの適切な運用</p>

（注）会議等の開催時期及び会場については、現時点における予定である。